

川崎市病院局行政財産の目的外使用許可取扱要領

(令和3年3月31日付 2川病経第1520号)

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市病院局会計規程（平成17年川崎市病院局規程第36号。以下「会計規程」という。）第101条の2の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の原則)

第2条 使用許可にあたっては、使用を認める範囲を必要最小限度にとどめ、使用を終了した場合の原状回復が容易にできるように現状のまま使用させることを原則として運用しなければならない。

(許可をすることができない場合)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合には、使用許可をすることができない。ただし、第1号から第3号までのいずれかに該当する場合で特にやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

- (1) 財産の現状を変更して使用しようとする場合であって、その変更によって当該財産を容易に現状に回復することができないものであるとき。
- (2) 独立した建物又は土地の全部又は大部分を使用しようとするものであるとき。
- (3) 使用しようとする土地に建物その他相当堅固な施設を設置しようとするものであるとき。
- (4) 使用しようとする者が許可条件を履行する能力を有しないと認められるものであるとき。

(許可の対象としない使用)

第4条 次の各号のいずれかに該当する行政財産の使用については、使用許可を必要としない。

- (1) 清掃、警備等を委託した場合における委託業務の実施のために施設を使用するとき。
- (2) 病院施設専用の電気等の供給設備を設置するために施設を使用するとき。
- (3) 委託契約により公衆電話設備を設置するために施設を使用するとき。

(申請者の審査)

第5条 使用許可にあたっては、許可後において使用を許可した部分を含む行政財産の適正な管理運用に障害を及ぼすおそれがないようにするため、行政財産を使用しようとする者（以下「申請者」という。）について、その資力、信用、能力等を十分に審査しなければならない。

(使用許可の期間の特例等)

第6条 会計規程第95条第1項ただし書の規定により使用許可の期間が1年を超えて使用させることができる特別の理由があると認めるときとは、次に掲げるものの設置のために長期間にわたって継続して使用する必要があるときとする。

- (1) 次のいずれかの規定に基づき、その使用料の額の算定を行うもの
 - ア 川崎市道路占用料徴収条例
 - イ 電気通信事業法施行令
- (2) 公共基準点、水準基標その他これらに類するもの
- (3) 案内板、看板、掲示板、添架広告その他これらに類するもの
- (4) 記念碑、石碑その他これらに類するもの

(5) 測定設備、観測設備、監視カメラ、アンテナ又はケーブルその他これらに類するもの（その周辺機器を含む。）

(6) その他1年を超えて使用させる特別の理由があると認めるもの

2 会計規程第95条第1項ただし書の規定による使用許可の期間は、5年以内とする。ただし、これにより難い事由がある場合で病院事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、この限りでない。

3 使用許可の期間の終期は、会計規程第95条第1項に規定する期間を超えない範囲で事業年度の終期にあわせるものとする。ただし、申請者の使用希望期間がその事業年度の終期前に終了するとき、更新が予想されない臨時的な使用であるとき、その他特に理由があると認められるときは、この限りでない。

（光熱水費等の負担）

第7条 使用しようとする行政財産に係る光熱水費等を、使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）に負担させる場合は、川崎市病院局行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費等の算定基準（令和3年3月31日付 2川病経第1518号）に基づき徴収するものとする。

（延滞金等）

第8条 使用者が行政財産の使用料を会計規程第97条に規定する期限までに納付しないときは、川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）の規定に基づき延滞金の徴収、督促及び滞納処分を行うものとする。

（許可条件）

第9条 使用許可をする場合は、次の条件を付さなければならない。ただし、条件を付すことが適当でないとき、その他条件を付さないことについて特段の事情があるときは、その範囲で条件を付さないことができる。

(1) 財産を使用目的以外に使用してはならない。

(2) 財産を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(3) 財産の原状を変更し、又は財産に工作物等を設置してはならない。ただし、管理者が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。

(4) 財産を使用するための必要費、財産を投じた有益費その他の費用を管理者に請求することはできない。

(5) 使用者の責に帰すべき事由により財産の全部又は一部を滅失若しくは毀損した場合は、原状に回復し、又はその損害を賠償する義務を負う。

(6) 財産の使用に伴い管理者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する義務を負う。

(7) 財産の使用について、管理者が実地に調査し、資料の提出若しくは報告を求め、又は財産の維持管理のために必要な指示をしたときは、これに応じなければならない。

(8) 許可期間が満了したとき又は許可を取り消されたときは、すみやかに財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、管理者が書面によりこれを承認したときはこの限りでない。

(9) 次のいずれかに該当するときは、管理者は許可を取り消すものとする。管理者は、許可の取消しによって使用者に生じた損失を補償しない。

ア 病院局の施設の拡張、改造の他により必要が生じたとき。

- イ 国等において公用又は公共用に供するため、財産を使用する必要が生じたとき。
- ウ 使用料をその納入期限後 3 か月以上経過してもなお納めないとき。
- エ 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたことが判明したとき。
- オ 使用者が会計規程第 94 条の 2 第 2 項各号のいずれかに該当していたことが判明したとき。
- カ その他使用許可の条件又は会計規程に違反したとき。

- (10) 使用許可の更新を受けようとする場合は、許可期間満了の 30 日前までに申請をしなければならない。
- (11) 住所又は氏名を変更したときは、すみやかにその旨を届け出なければならない。
- (12) 光熱水費等（相当額）を負担しなければならない。
- (13) 既納の使用料は還付しない。ただし、（9）ア又はイに該当する場合は除く。
- (14) 許可期間中に消費税率等が変更になった場合は、当該税率等が適用される日以降の使用料を変更する。

（原状回復）

第 10 条 使用許可をした財産については、当該許可の期間の満了日（使用許可を取り消した場合にあっては、指定する期日）までに、当該使用者の負担により原状に回復させようとして返還させなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

（申請に対する処分に係る標準処理期間）

第 11 条 使用許可の申請に基づいて行う事務に係る標準処理期間（行政手続法（平成 5 年法律第 88 条）第 6 条の標準処理期間をいう。）は、30 日とする。

（教示）

第 12 条 使用許可及び不許可並びに使用許可の取消しの行政処分をする場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項に規定する教示をしなければならない。

（特例）

第 13 条 この要領によることが著しく不相当又は困難と認められる特別な事情があるときは、管理者の承認を得て別の取扱いをすることができる。

（様式）

第 14 条 申請書等の様式について、別表のとおりとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 14 条関係）

様式目次

様式番号	名称	関連条文
1 (1)	行政財産使用許可書	会計規程第 93 条第 1 項
(2)	行政財産使用許可申請書	会計規程第 91 条
(3)	使用料減額免除申請書	会計規程第 98 条第 2 項
(4)	使用許可物件の原状変更工作物設置申請書	会計規程第 99 条
2	誓約書	会計規程第 94 条の 2 第 3 項